

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区生活介護事業所に対する運営費補助金						
根拠規定等	文京区生活介護事業所に対する運営費補助金交付要綱						
創設年月	平成	25	年	4	月	経過年数 <small>〔自動計算〕</small> 1年	終了予定年月
直近の見直し年月			年		月	経過年数 <small>〔自動計算〕</small>	
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号	
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費	14 社会福祉法人文京槐の会運営補助	1 社会福祉法人文京槐の会運営補助		
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	障害者総合支援法に基づく生活介護事業において、常時車いすを使用する身体障害のある利用者に対する支援の体制を確保する。						
補助事業等の内容	障害者総合支援法に基づく生活介護事業において、常時車いすを使用する身体障害のある利用者に対して、支援員を加配した場合に補助する。						
補助対象経費の内容	対象となる利用者に対して1対2の支援員を配置した場合に、法内基準との差分の人件費を補助する。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 6,300千円 単位 支援員1人 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
	常勤支援員の1年分の給与総額						
公募の状況							
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	車いす使用者は法内の基準より支援員の確保が必要である。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害福祉サービスの充実を図るという個別計画に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	障害福祉サービスを安定的に提供するのとは区の責務である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	常時車いすを利用する身体障害のある利用者に支援員がついていない時間が多くなるため、活動時間や活動内容が狭まる可能性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要件に該当する事業者であれば、申請をすることができる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に基づく申請、助成に関する条例の規定に基づき決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	人件費の補助のため代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	常時車いすを利用する身体障害のある利用者に対して支援の質を高めることができる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	支援員を多く配置することにより、移動等の介助に際して、時間を短縮することができ、よって活動内容を充実させることができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	支援内容を充実させることは障害者にとって日中活動が充実することになる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	団体は障害福祉サービス事業所であり、補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	条例及び要綱に基づいた書類の提出により使途を明確にしている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	-	1	1	1
決算(予算)額	-	18,900	18,900	18,900
国庫支出金		0	0	0
都支出金		0	0	0
その他		0	0	0
一般財源		18,900	18,900	18,900
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	社会福祉法人文京槐の会			

5 課題及び今後の方向性

常時介護を必要とする車いす利用者に対して、法内基準では十分な支援ができないため、人件費の補助を行うものであるが、現要綱で対象とならない知的障害者であって、強度行動障害のある利用者についても、法内基準を超えた人員配置が必要で、対応に困難性が高く、一定の補助が必要である。